

大学院比較文化研究科 入学者選抜に関する公表

③受験に際して合理的配慮の提供に関する対応方法

比較文化研究科では、障がいがある者に対して、受験上に必要な配慮を行う場合があり、そのための事前相談を受け付けています。受験に際して特別の配慮を必要とする場合は、出願のできるだけ早い時期（遅くとも 1 か月前まで）に必ずさくら夙川キャンパス教務課大学院入試係（0798-32-5009）へ相談のうえ、出願時に「受験特別措置願」（様式自由）を提出してください。

なお、受験上の配慮例は次の通りです。

- ・注意事項等の文書による伝達
- ・座席を前列や出入り口に近いところを指定
- ・補聴器または人工内耳の装用
- ・車椅子の使用
- ・試験会場への乗用車での入構 など